

みらい1分ニュースレター

2009/7/27 第4号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

今回は中国の過少資本税制です。中国国内の外資企業（日本企業の子会社）を想定すると分かりやすいかと思えます。

出資金に対する借入金の比率が所定の比率を超過する部分について、「控除不可」となります。



テーマ

関連者等への支払利息の損金算入限度額に関する通知

←ポイント

- ✓ 公布部門： 財政部国家税務総局
- ✓ 施行： 2008年9月19日より
- ✓ 内容： 「関連者等からの借入金」が、「当該関連者等からの出資金」の5倍（金融業）または2倍（その他の業種）を超える場合、支払利息の一部は損金算入できない。

←解説

◆【関連者等とは】

下記のいずれかに該当する「企業」、「団体」、「個人」

- (1) 会社と「資金」・「経営」・「購買」において「直接または間接的な支配関係」にある場合
- (2) 会社と同様に、「直接または間接的に同一の第三者に支配」されている場合
- (3) 会社とその他の利害関係がある場合

(※当該表現は公布に基くもので、施行後間もない為、具体的な定義については今後細則等の参照が必要になります)

◆【損金算入限度額】

(1) 金融業…「借入金：出資金の比率」…「5:1」

当該比率が5倍を超えない場合、支払利息の全額が損金算入できます。5倍を超える場合、超過額に対応する部分の金額は損金不算入となります。

(2) その他の業種…「借入金：出資金の比率」…「2:1」

当該比率が2倍を超えない場合、支払利息の全額が損金算入できます。2倍を超える場合、超過額に対応する部分の金額は損金不算入となります。

(3) 計算例（例：金融業）

関連者等からの借入金が10,000円、支払利息は1,400円、関連会社の出資金は1,500円とした場合、 $10,000/1,500 > 5$ 、 $1,400 \times (10,000 - 1,500 \times 5 / 10,000) = 350$ 円が損金不算入となります。

◆【例外的に支払利息の全額について、損金算入が認められる場合があります】

執筆： 潘 妹蓉 (pan shu rong)

未来コンサルティンググループ

未来コンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>
税理士法人未来コンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人未来コンサルティング/霞が関司法書士事務所

会社概要

公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等の各分野の専門家をはじめ、約140名の陣容。経営、会計税務、再生再編、M&A、人事労務、情報システム、国際ビジネス等、ワンストップサービスを提供し、クライアント企業の成長をサポートする。

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)

◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010

